

# 資料編



# 1. 用語の解説

---

## あ行

### ○アウトリーチ

「手を指しのばす」という意味で、福祉や医療における、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家が出向いて支援するサービスのこと。

### ○アセスメント

「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。

### ○医療的ケア

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動又は手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

### ○エンパワメント

「能力をつける」、「権限を与える」という意味で、人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や、生活の意欲を高めようとする力を増強、もしくは回復させること。

### ○オストメイト用トイレ

人工肛門や人工膀胱保有者の方（オストメイト）が、排せつ物等の処理をしやすくする機能を備えたトイレ。

## か行

### ○介護保険制度

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則1割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。

### ○ガイドヘルパー

視覚障害のある人及び脳性麻痺者等、全身性障害のある人等の移動を支援する人。

## ○学習障害(LD=Learning Disabilities)

基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

## ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

## ○グループホーム(共同生活援助)

障害者総合支援法で共同生活援助という。地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建てなど)において障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

## ○ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図ると共に、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会的資源の改善及び開発を推進する援助方法。

## ○権利擁護

自己の権利を表明することが困難又は不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

## ○合理的配慮

障害のある方の人権が障害のない方と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。典型的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられる。平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。

## ○コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

## さ行

### ○サービス等利用計画

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置か

れている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

## ○支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。

## ○静岡県ゆずりあい駐車場制度

車いす使用者駐車場（車いすマークの駐車場）の利用対象者（歩行が困難な身体障害者、高齢者や妊産婦等）に対し利用証を交付し、施設利用時に専用の案内表示がある駐車場に利用証を掲示し駐車させることにより、車いす使用者用駐車場の適正利用の促進と、「福祉のまちづくり」に対する県民の理解を深める取り組みのこと。平成25年2月1日より全県実施。

## ○指定特定相談支援事業者

平成24年4月の法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

## ○児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## ○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

## ○社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。

## ○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。

## ○重症心身障害

障害の種別にかかわらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

## ○重度心身障害

障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す。(同じ重度心身障害という表現を使っている場合、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。)

## ○手話

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一手法で、手の型・位置・動きを組み合わせて意味を表すもの。

## ○手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。

## ○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。

## ○障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。平成26年3月31日までは、障害程度区分という名称であった。

## ○障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## ○障害者権利条約

障害(肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害などの身体障害、知的障害及び精神障害など)のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

## ○障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行。

## ○障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。

## ○障害者週間

平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして、12 月 3 日～12 月 9 日までの期間が設定された。

## ○障害者自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりにあたって、関係機関が情報を共有し、地域が抱える課題の解決に向け協議を行うために設置された組織。賀茂地区においては 1 市 5 町が共同で設置している。

## ○障害者自立支援法(平成18年4月1日～平成25年3月31日)

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念に則り、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

## ○障害者総合支援法(平成25年4月1日～)

応益負担を原則とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律。平成 25 年 4 月から施行された。

## ○障害者優先調達推進法(平成25年4月1日～)

国や自治体が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

## ○障害福祉サービス

障害者総合支援法第 88 条に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

## ○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免や JR 運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

## ○精神科病院

精神保健福祉法に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。

## ○精神保健福祉士

平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

## ○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを、家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

## ○相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。

## た行

### ○短期入所(ショートステイ)

障害のある人(児)、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、又は家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることが

できるサービスのこと。

### ○地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。

### ○地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせて、自立支援給付以外に障害のある人の地域における生活を支える様々なサービス。

### ○地域相談支援

①いろいろなサービスを必要とする、②長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある、③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している、などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。

### ○注意欠陥・多動性障害(ADHD)

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

### ○点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組みあわせて音を標記する文字。

### ○点字ブロック

視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。

### ○点訳

印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）といい、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

### ○特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授ける特別支援学校として位置付けられたもの。

### ○特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のあ

る児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別な場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

## な行

### ○内部障害

身体障害のうち、人体の内部の器官に障害があるもの。種別としては、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害がある。

### ○難病

原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。平成 29 年 4 月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 722 疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は 358 疾病となっている。

### ○日常生活用具

障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 6 号の規定による障害者又は障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を指す。

### ○ノーマライゼーション

ノーマライゼーション（Normalization）とは、障害のある人と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

## は行

### ○排せつ管理支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。

### ○発達障害

幼少期の発達過程によって獲得される認知、言語、社会性、運動などの機能が不十分な状態を「発達障害」と呼ぶ。広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがある。

### ○ハード面

物事において、施設や設備、道具等、形のあるもの。

## ○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年ではすべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

## ○ピアカウンセリング(ピア活動)

障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。

## ○PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

## ○避難行動要支援者名簿

平成 25 年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者（障害のある人や高齢者等）の名簿の作成が、市町村に義務づけられることになった。避難支援や安否確認のため避難支援者（消防署や警察署、民生委員児童委員等）に提供し、活用するもの。

## ○福祉施設

各種の法律により、社会福祉のためにつくられた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。

## ○福祉的就労

障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。

## ○補装具

身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわれた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。

## ○訪問系サービス

利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。

## ○ホームヘルパー(訪問介護員)

障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。

## ま行

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

### ○モニタリング

個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因の分析・理由、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。

## や行

### ○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

### ○要約筆記

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的には OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の話の内容を透明なフィルムに書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。

## ら行

### ○ライフステージ

人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

## ○理学療法士

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。

## ○リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

## ○療育

心身に障害のある児童に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

## ○療育手帳

平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもの。知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

## 2. 協議会の要綱、規約及び名簿

---

### 賀茂地区障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 賀茂地区（下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町及び賀茂郡西伊豆町の1市5町をいう。）に居住する障害者（障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第2条第1号に規定する「障害者」をいう。以下この要綱において同じ。）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、賀茂地区障害者自立支援協議会（以下「賀茂地区協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 賀茂地区協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 賀茂地区における障害福祉施策の総合的展開に係る検討及び調整
- (2) 賀茂地区内の障害福祉サービス及び困難事例への対応に係る総合的調整
- (3) 賀茂地区障害者計画及び賀茂地区障害福祉計画の作成並びに推進に係る調整
- (4) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性に係る運営評価
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 賀茂地区協議会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 賀茂地区協議会に会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者をもって充てる。
- 3 賀茂地区協議会に副会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者及び静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、賀茂地区協議会を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 賀茂地区協議会に運営会議、事務局会議及び必要に応じ専門部会を置くことができ、その内容は別に定める。

(会議)

第4条 賀茂地区協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 賀茂地区協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員でない者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- 4 構成員は、代理人を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 賀茂地区協議会に事務局を置き、静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

(別紙)

簿賀茂地区障害者自立支援協議会構成員

分野	所属	職名
相談支援	地域生活支援センター すまいる	施設長
	相談支援事業所 すぎのこ相談室	室長
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	施設長
	相談支援事業所 こだま	施設長
	相談支援事業所 オリブ	施設長
教育	県立東部特別支援学校 伊豆下田分校	副校長
	県立東部特別支援学校 伊豆松崎分校	副校長
	県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	副校長
就労	下田公共職業安定所	上席職業指導官
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	センター長
医療	河津浜病院	院長
	ふれあい南伊豆ホスピタル	院長
市町	下田市福祉事務所	所長
	東伊豆町住民福祉課	参事
	河津町保健福祉課	課長
	南伊豆町健康福祉課	課長
	松崎町健康福祉課	課長
	西伊豆町健康福祉課	課長
県健康福祉センター	静岡県賀茂健康福祉センター	福祉部長
		参事兼児童相談所長 兼相談課長
静岡県	静岡県健康福祉部障害者政策課	課長
		圏域 sv
		圏域 sv
	静岡県健康福祉部障害福祉課	課長

# 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を共同して策定し、当該計画等に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を行うことにより、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 協議会は、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会という。

### (構成市町)

第3条 協議会は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」という。）で構成する。

### (担任する事務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事務
- (2) 障害者計画等の実施についての関係機関との連携、調整及び情報交換に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定し、及びこれに基づく施策を推進するために必要な事務

### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する関係市町の市町庁舎内に置く。

## 第2章 協議会の組織

### (組織)

第6条 協議会は、関係市町の長をもってこれを組織する。

2 協議会の運営は、関係市町の障害福祉行政主管課長（以下「委員」という。）が行う。

### (役員)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 会長及び副会長は、関係市町の長が協議して定めた市町長をもって充てる。

3 役員は、非常勤とする。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることを妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

### 第3章 協議会の会議

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員によりこれを行う。

2 会議は、会長が招集する。この場合において、会長は、会議の場所、日時及び会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てる。

5 会議の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議の議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第10条 協議会の事務の管理及び執行に関する事項で、会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市町の障害福祉行政主管係長をもってこれを組織する。

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、会長の属する関係市町の障害福祉行政主管課に置く。

### 第4章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の担任する事務に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき負担金（以下「負担金」という。）の額は、均等割及び予算の属する年度の前年の10月1日現在における障害者手帳所持者の割合により、次に掲げる基準の定めるところによる。

(1) 均等割 4割

(2) 障害者手帳所持者割 6割

3 関係市町は、前項の規定による負担金を、事務局を置く市町に交付しなければならない。

4 負担金の交付の時期については、会議で定める。

(歳入歳出予算)

第 13 条 協議会の歳入歳出予算は、前条第 3 項の規定により交付される負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 前項の規定による予算は、事務局を置く市町の一般会計に計上するものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第 14 条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

3 第 1 項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。

(出納員)

第 15 条 協議会に出納員を置き、会長の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算報告)

第 16 条 協議会に関する決算は、予算を執行した市町（以下「予算執行市町」という。）において処理するものとする。

2 予算執行市町の長は、協議会に関する決算を予算執行市町の議会の認定に付したときは、速やかに、当該決算を予算執行市町以外の市町の長に報告しなければならない。

(契約)

第 17 条 協議会の予算の執行に伴う請書又は契約書の作成を必要とする契約は、会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続及び会長の属する関係市町の財務に関する手続の例による。

## 第 5 章 補則

(解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、関係市町が、その協議によりその事務を承継する。

この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならない。

(補則)

第 20 条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な

規程を設けることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、協議会に関し必要な手続きその他の行為は、この規約の施行の前においても行うことができる。

##### (任期の特例)

- 2 第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、初回の役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

##### (読替規定)

- 3 この規約施行後最初に開かれる協機会の招集等に関しては、第 9 条第 2 項中「会長」とあるのは「西伊豆町長」と読み替えるものとする。
- 4 平成 18 年度における障害者手帳所持者割については、第 12 条第 2 項中「予算の属する年度の前年の 10 月 1 日」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日」と読み替えるものとする。
- 5 平成 18 年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第 14 条中「年度開始前に」とあるのは「この規約施行後速やかに」と読み替えるものとする。

賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会

市 町 名	役 職 名	氏 名	備 考
下 田 市	下 田 市 長	福 井 祐 輔	
東 伊 豆 町	東 伊 豆 町 長	太 田 長 八	
河 津 町	河 津 町 長	岸 重 宏	
南 伊 豆 町	南 伊 豆 町 長	岡 部 克 仁	
松 崎 町	松 崎 町 長	長 嶋 精 一	
西 伊 豆 町	西 伊 豆 町 長	星 野 浄 晋	

賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会運営委員会

市 町 名	役 職 名	氏 名	備 考
下 田 市	福 祉 事 務 所 長	土 屋 悦 子	
東 伊 豆 町	住 民 福 祉 課 参 事	木 田 尚 宏	
河 津 町	保 健 福 祉 課 長	川 尻 一 仁	
南 伊 豆 町	健 康 福 祉 課 長	渡 邊 雅 之	
松 崎 町	健 康 福 祉 課 長	新 田 徳 彦	
西 伊 豆 町	健 康 福 祉 課 長	白 石 洋 巳	

### 3. ヒアリング調査の事業所(一部、調査票による調査)

市町	事業所名	サービス内容	経営主体
下田市	伊豆つくし学園	生活介護、短期入所、施設入所支援、障害児保育	(福)伊豆つくし会
下田市	すぎのこ作業所	就労継続支援B型、計画相談支援	(福)覆育会
下田市	地域生活支援センターすまいる	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	(福)伊豆つくし会
南伊豆町	さしだ希望の里	生活介護、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、計画相談支援、障害児相談支援	(福)南伊豆福祉会
南伊豆町	あしたば作業所	就労継続支援B型	NPO 法人あしたば作業所
南伊豆町	南伊豆地域生活支援センターふれあい	計画相談支援、地域移行支援	(医)社団辰五会
松崎町	オリブ	生活介護、短期入所、施設入所支援	(福)十字の園
松崎町	障害者相談支援事業所オリブ	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	(福)十字の園
下田市	下田市社会福祉協議会居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	(福)下田市社会福祉協議会
東伊豆町	東伊豆町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、同行援護、生活介護	(福)東伊豆町社会福祉協議会
河津町	河津町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	(福)河津町社会福祉協議会
南伊豆町	南伊豆町社会福祉協議会介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	(福)南伊豆町社会福祉協議会
松崎町	松崎町社会福祉協議会		(福)松崎町社会福祉協議会
西伊豆町	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	(福)西伊豆町社会福祉協議会

## 4. サービス種別事業所一覧

サービス種別	事業所名	市町
訪問系サービス		
居宅介護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1
	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
	重度訪問介護	伊豆つくし学園
下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所		〒415-0024 下田市 4-1-1
ケアセンターうばめ櫛 下田		〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所		〒413-0304 東伊豆町白田 306
河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所		〒413-0504 河津町田中 212-2
南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所		〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
エイジレス・ケア・スタッフ		〒410-3611 松崎町松崎 65-7
ホームヘルパーステーション オリブ		〒410-3624 松崎町江奈 157
西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所		〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
同行援護		伊豆つくし学園
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1
	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
	行動援護	伊豆つくし学園
下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所		〒415-0024 下田市 4-1-1
行動援護	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2

	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルプステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
日中活動系サービス		
生活介護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	ワークあおぞら	〒413-0715 下田市宇土金 209-1
	東伊豆ワークセンター	〒413-0302 東伊豆町奈良本 1366-78
	デイサービスさくらんぼ	〒413-0411 東伊豆町稲取 152-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
自立訓練	デイサービスさくらんぼ	〒413-0411 東伊豆町稲取 152-1
就労継続支援 B型	すぎのこ作業所	〒413-0713 下田市加増野 376-4
	あしたば作業所	〒415-0312 南伊豆町入間 6-1
	ワークショップマナ	〒410-3515 西伊豆町田子 965-1
短期入所		
短期入所	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
居住系サービス		
共同生活援助	グループホームたんぼぼ	〒413-0715 下田市宇土金 64-1
	グループホームこすもす	〒413-0302 東伊豆町奈良本 1366-78
	なんふう館	〒415-0312 南伊豆町入間 4-7
施設入所支援	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
福祉型障害児入所支援	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
計画相談支援		
計画相談支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2

障害児相談支援		
障害児相談支援	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
地域相談支援		
地域移行支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2
	一般相談支援事業所オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
地域定着支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2
障害者就業・生活支援センター		
障害者就業・生活支援センター	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	〒415-0035 下田市東本郷 1-7-21



第 3 次 賀 茂 地 区 障 害 者 計 画  
第 5 期 賀 茂 地 区 障 害 福 祉 計 画  
第 1 期 賀 茂 地 区 障 害 児 福 祉 計 画

発行日                    平成 3 0 年 3 月  
企画・編集                賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会  
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町